市・県民税と所得税の申告はお早めに
申告書は自分で作成しましょう！

市・県民税の申告時期です。申告の日程・会場等をご案内します。

申告期限間際は、会場が混雑します。申告は指定日に行ってください。

市・県民税の申告は 2月7日(月)～3月15日(火)

申告会場 市役所8階・大会議室、各公民館等（左記日程表参照）

受付時間 午前9時～午後4時

◎申告は市・県民税の税額を決定するだけでなく、課税（非課税）証明書の発行などに必要な手続きです。3月15日(火)までに申告してください。

市・県民税の申告書の提出が必要な方

平成17年1月1日現在、所沢市にお住まいの方で、平成16年中に所得があり、次のいずれかに該当する方は申告書を提出する必要があります。

●営業、農業、不動産、配当、年金などの所得があった方

●2か所以上から給与の支払いを受けている方

●給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方

●給与所得者で、給与以外の所得があった方

●給与所得者で、医療費控除などの控除を受ける方

●市内に事務所、事業所、家屋敷があり、所沢市外に住所がある方

市・県民税の申告書を提出しなくてもよい方

●給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方

●公的年金収入のみで、次の①②のいずれかに該当する方

①昭和15年1月1日以前の生まれ…▼扶養親族がなく金額228万円以下の方▼扶養親族があり金額266万円以下の方

②昭和15年1月2日以後の生まれ…▼扶養親族がなく金額105万円以下の方▼扶養親族があり金額151万円以下の方

●所得税確定申告書を提出した方

市・県民税申告書の郵送

申告書は、前年度に申告書を提出した方へ1月末に郵送しています。申告書が届かない場合や紛失した場合は、市民税課へ連絡してください（各出張所などにもあります）。

また、平成16年に所沢市に転入した方や会社を退職した方には、申告書を郵送していません。市・県民税の申告書の提出が必要な方は、市民税課へ連絡してください。

◎申告書作成などの相談を要しない方は、郵送でも受け付けます。

送付先・問い合わせ 市民税課（〒359-8501・並木1-1-1／☎2998-9064）

所得税の確定申告は 2月16日(水)～3月15日(火)

申告会場 所沢税務署（並木1-7）

相談時間 午前9時～午後5時

◎土・日曜日は受け付けません（2月20日(日)、27日(日)を除く）が、郵送により提出することができます。

◎所得税の還付申告は2月15日(火)以前でも受け付けます。

確定申告書の提出が必要な方

●営業、農業、不動産などの所得合計額が所得税の所得控除額を超える方

●給与所得者で、年収2,000万円を超える方

●2か所以上から給与の支払いを受けている方

●給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方

●土地・建物・株式等の譲渡をした方

確定申告で税金が戻る方

●給与所得者で、雑損・医療費・寄付金・住宅ローン控除等を受けることができる方

●平成16年の中途で退職した後、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方

問い合わせ 所沢税務署（☎2993-9111）

◎給与所得者・年金受給者の簡易な申告は、2月16日(水)から市役所でも受け付けます。ただし、住宅ローン控除を受ける方は、所沢税務署へ申告してください。

◎申告書は市役所2階・市民税課、各出張所などにも用意してあります。

■**税理士による還付申告無料相談**

税理士事務所では、2月1日(火)～15日(火)（土・日曜日、祝日を除く）に、次の方を対象に還付申告相談および申告書の作成を無料で行います。

●年金を受けている方

●給与所得者で、医療費控除を受けようとする方

●年の中途で退職し、収入が600万円以下の方

ご希望の方は税理士事務所、または関東信越税理士会所沢支部事務局へ電話連絡のうえ、お越しください。

予約受付時間 午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

問い合わせ 関東信越税理士会所沢支部事務局（☎2993-0822）

申告に必要なもの

市・県民税の申告と所得税の確定申告の際には、次のものを必ずお持ちください。

●給与・配当所得等のある方…源泉徴収票や支払い調書等

●年金のある方…公的年金などの源泉徴収票

●事業所得のある方…収入・支出を明らかにする書類（帳簿、収支決算書、領収書等）

●配偶者に所得がある方…配偶者の所得を明らかにする書類

●医療費・社会保険料・生命保険料・損害保険料等の控除を受ける方…支払った医療費・保険料などの領収書、証明書

◎いずれの方も印鑑、筆記用具、計算機などをお持ちください。

市・県民税申告受付日程表

【受付時間】午前9時～午後4時

受付日	申告会場	対象地域
2月7日(月)	旧市庁舎・4階（宮本町1-1-2）	寿町・元町・金山町・有楽町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目
8日(火)	松井公民館	上安松・松郷
9日(水)	〃	下安松・牛沼・くすのき台1～3丁目
10日(木)	吾妻公民館	久米・荒幡・松が丘1～2丁目
14日(月)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目
15日(火)	〃	東狭山ヶ丘1～6丁目・和ヶ原1丁目
16日(水)	小手指公民館	北野・小手指南1～6丁目
17日(木)	新所沢公民館	緑町1～4丁目
18日(金)	〃	泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台1～2丁目
20日(日)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
21日(月)	〃	北有楽町・喜多町・西新井町・中富南1～4丁目
22日(火)	富岡公民館	中富・下富・神米金・北岩岡・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町
23日(水)	柳瀬公民館	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目
24日(木)	椿峰コミュニティ会館・本館	山口1～1599番地
25日(金)	〃	山口1600番地～終わり・上山口
27日(日)	市役所・8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
28日(月)	〃	日吉町・東町・旭町・御幸町・上新井
3月1日(火)	新所沢東公民館	弥生町・美原町1～5丁目・花園1～4丁目・松葉町・北所沢町
2日(水)	三ヶ島公民館	林1～3丁目・和ヶ原2～3丁目
3日(木)	〃	三ヶ島1～5丁目・西狭山ヶ丘1～2丁目・糀谷・堀之内
4日(金)	小手指公民館分館	小手指町1～4丁目・北中1丁目
7日(月)	市役所・8階	大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目
8日(火)	〃	こぶし町・若松町・下新井・東新井町・北原町
9日(水)	〃	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉
10日(木) 11日(金) 14日(月) 15日(火)	〃	指定された申告相談日に都合がつかない方

【お願い】▶出張申告日には、担当職員が出張申告会場へ出かけています。市役所での申告はなるべくご遠慮ください▶各会場への車でのお越しはご遠慮ください。

税法改正のお知らせ

市・県民税において税法改正が行われ、平成17年度（平成16年分）より、次の内容に変わります。

配偶者特別控除の一部廃止

●**改正前**…配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合には、配偶者控除および配偶者特別控除の両方の適用を受けることができました。

●**改正後**…配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合の配偶者特別控除が廃止されました。ただし、配偶者の合計所得金額が38万円を超える場合の配偶者特別控除は、従来どおり、適用を受けることができます。

◎所得税についても同様の改正が行われます。

◎合計所得金額38万円を公的年金収入および給与（パート）収入に置き換えると、次のとおりとなります。

①昭和15年1月1日以前生まれの方の公的年金収入……178万円

②昭和15年1月2日以後生まれの方の公的年金収入……108万円

③給与（パート）収入…103万円

配偶者における均等割軽減措置の廃止

●**改正前**…通常、規定以上の所得がある方は、市・県民税の均等割と所得割の納税義務を負うことになっています。そのうち、市・県民税均等割の納税義務を負う夫と同一生計にあり、かつ同一市内に住んでいる妻の均等割（一律4千円）は、全額軽減されていました。

●**改正後**…前記の均等割軽減措置が廃止されます。ただし、平成17年度については、2分の1の額（2千円）で課税されます。

県民税配当割および県民税株式等譲渡所得割の特別徴収

平成16年1月以降に発生した、株式配当等の所得に対して県民税配当割が課税され、源泉徴収口座内の上場株式等譲渡所得に対して県民税株式等譲渡所得割が課税されます。これらは、配当等および譲渡所得等の支払いの際に、特別徴収（源泉徴収）されます。

問い合わせ 市民税課（☎2998-9064）

万一に備え、家族全員で加入しましょう
『所沢市交通災害共済』
平成17年度会員募集中

交通災害共済は、市民の皆さんに加入していただき、その会費で交通事故にあわれた会員に見舞金を支給する、助け合いの制度です。事故にあわないように気をつけることはもちろんですが、万一に備え、ぜひ、ご家族で交通災害共済に加入してください。

会員資格 所沢市に住民登録または外国人登録をしている方

会費 ▼大人…400円▼中学生以下…300円

会員期間 平成17年4月1日～18年3月31日

◎4月1日以降に加入手続きをされた方の会員期間は、加入時点～平成18年3月31日です。

加入方法 現在、各自治会・町内会単位で平成17年度会員の申込受付を行っています。個人で申し込みをする方については、2月1日(火)から市役所2階・交通安全課、各出張所で随時受け付けています。また、左表1の会場でも出張受付を行います。

◎郵便での申込受付も行います。申込書、会費、返信用切手80円分を同封のうえ、現金書留で交通安全課（〒359-8501・並木1-1-1）へ郵送してください。

こんなときに見舞金をお支払いします

【対象となる交通事故】

①自動車・バイク・自転車等の車両による人身事故（自損事故を含む）により、死亡または負傷したとき

②電車やバスに乗車中、急停車などの原因による人身事故

③歩行中に前記車両との衝突・接触により、死亡または負傷したとき

④バイクや自転車で走行中、転倒したり、車輪に手足を挟んだりして負傷したとき

留意事項 ▼国内で発生した交通事故に限ります▼車両とは、道路交通法で定められた車両をいいます▼道路を歩行中につまずいて転んだり、横断歩道橋の階段を踏み外したりしてけがをした場合などは、見舞金の対象外です。

共済見舞金額 左上表2参照

◎見舞金は、医師の診断書に記載された治療期間・実日数を審査し、お支払いします。

請求期間 事故発生日から2年以内です。2年を経過したものについては請求できません。

問い合わせ 交通安全課（☎2999-8940・FAX2998-9162）

■**表1** 出張受付日程表

【受付時間】午前10時～正午、午後1時～3時

会場	受付日
狭山ヶ丘コミュニティセンター	3月4日(金)・14日(月)
中富南コミュニティセンター	3月7日(月)
並木公民館	3月11日(金)
小手指公民館分館	3月18日(金)

■**表2** 共済見舞金額

等級	傷害の程度	金額
1等級	死亡した場合	100万円
2等級	治療期間が1年を超え、かつ治療実日数が180日以上	30万円
3等級	治療期間が6か月を超え、かつ治療実日数が90日以上	15万円
4等級	治療期間が3か月を超え、かつ治療実日数が45日以上	8万円
5等級	治療期間が1か月を超え、かつ治療実日数が15日以上	5万円
6等級	治療期間が10日を超え、かつ治療実日数が5日以上	2万円
7等級	治療期間が10日以内、または治療実日数が5日未満	1万円
特別見舞金	後遺症として、身体障害者福祉法施行規則に定める1、2等級の障害が存する場合	20万円

介護保険にかかわる税控除のお知らせ

①支払われた介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。ただし、年金から保険料を引かれている場合は、年金受給者本人の税控除となるため、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

②下表の介護サービスの利用料が医療費控除の対象です。

■**医療費控除対象表**

		対象サービス	対象金額
施設		・介護老人福祉施設	1割自己負担額と食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
施設		・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設	1割自己負担額と食費にかかる自己負担額
居宅	福祉系	・訪問介護（生活援助を除く） ・訪問入浴介護 ・通所介護（デイサービス） ・短期入所生活介護（ショートステイ）	1割自己負担額 ◎居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけられ、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分は、控除の対象になりません。
居宅	医療系	・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション（デイケア） ・短期入所療養介護（ショートステイ）	サービス利用の際の自己負担額と食費にかかる自己負担額 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分も、控除の対象になります。
おむつ代		おむつ代医療費控除を受けるには、1年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要です。2年目以降は、要介護認定者で主治医意見書により、おむつ使用の必要性が認められれば、市が発行する確認書（発行までに1週間程度かかります）の添付で医療費控除が受けられます。	

◎医療費控除の申告には、所定の事項が記載されている領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や助成金等、保険からの払い戻しや利用料の補てんがある場合は、支払った金額から補てんされる額を差し引いて申告することになります。

③身体障害者手帳を有しない65歳以上の方が、6か月以上常時寝たきりの状態が続き、食事や排便などの日常生活に支障があり、身体障害者と同様と認められる場合には、市が発行する証明書により障害者控除が受けられます。

問い合わせ ①②について…介護保険課（☎2998-9420・FAX2998-9410）、③について…高齢者いきがい課（☎2998-9120・FAX2998-1147）

2月1日から印鑑登録証明書・市税証明書の一部が
電話予約で土・日曜日と夜間に受け取れます

市では、市民の皆さんへのサービス向上のため、2月1日から印鑑登録証明書・市税証明書の一部について、電話予約サービスを開始します。

■**共通事項**

予約申請方法 月～金曜日の午前8時30分～午後4時に、各申請先へ電話予約（祝休日、年末年始除く）

受け取りできる方（申請の際に指定してください）

◎受け取りに来る方は、運転免許証、パスポート、健康保険証、住民基本台帳カード、年金手帳のいずれかをご持参ください（コピー不可）。

受取場所／時間 市役所夜間・休日受付（☎2998-1111）／月～金曜日の午後5時～8時、土・日曜日、祝休日、年末年始の午前8時30分～午後5時

手数料 1通（1枚）200円

◎予約申請の際に手数料をお知らせします。つり銭のないようご用意ください。

III 印鑑登録証明書 III

予約申請できる方 所沢市に印鑑登録をしている本人または同一世帯の方

◎予約申請の際には、印鑑登録証（カード）をご用意ください。

受け取りに必要なもの 印鑑登録証（カード）、受け取りに来る方の本人確認できるもの

◎印鑑登録申請・廃止申請・亡失届などはできません。

III 市税証明書 III

予約申請できる方 本人または同居の親族（法人を除く）

電話予約できる市税証明 ①市・県民税課税（非課税・所得）証明書②固定資産評価証明書（1月1日現在の所有者に限る）③納税証明書

◎いずれも法人に関する証明は、予約できません。

証明書		電話予約申請先・問い合わせ		
		課名	電話番号	FAX番号
印鑑登録証明書		市民課	2998-9087	2995-3190
市・県民税課税（非課税・所得）証明書		市民税課	2998-9064	2998-9409
固定資産評価証明書・公課証明書		資産税課	2998-9068	
納税証明書	国民健康保険税以外の市税	収税課	2998-9073	
	国民健康保険税	国保年金課	2998-9131	2998-9061

◎証明書予約申請は、電話のみ受け付けます。

住民票については、市民課へ電話予約申請し、市役所夜間・休日受付で受け取れるほか、各出張所へ電話予約申請し、各公民館で土・日曜日に受け取れるサービスを行っています（年末年始、祝休日などは、取り扱えない場合があります）。

◎詳細は、市ホームページ（アドレスは表紙参照）をご覧いただくか、市民課（☎2998-9087・FAX2995-3190）へお問い合わせください。